

2 「関西広域連合」について

関西広域機構において「関西広域連合」という新たな地方自治体の設立に向けた動きがあるが、現時点では賛同できる状況にないとする。「関西広域連合」について県の基本的な考え方はどうか。

（知事答弁）

- 1 「関西広域連合」制度には、「組織面」と「業務面」の2つの課題がある。

「組織面」の課題に関しては、「広域連合」は法を制定する権限を持つ新たな地方自治体であり、単に業務を共同して行う「広域連携」という従来のやり方とは全く別のものである。

法的な権限が二重にならないよう、「広域連合」に移された業務に関する権限は、府県に残さないのが原則である。しかし、府県は広い意味で、地域住民に対して色々な安全・安心を具体的に保障するという責務を負っているため、「広域連合」との間で権限の分掌、分配を行ったとしても、調整は不可欠である。このため、意思決定の遅滞や煩雑化、業務の非効率化を招く懸念がある。

また、新たな「組織」をつくることで、余計な経費が必要となるとか、屋上屋を架すのではないかという批判もあるが、それは絶対に避けなければ県民の方々に納得していただけない考え方だと思っている。

他方、政令市がある府県においては、府県と政令市で同じ地域で同じ行政をしているという二重行政の批判がある。「広域連合」という地方自治体を新たに設けることにより、さらに屋上屋を重ねるのではないかという懸念もある。

また、住民の権利義務に影響を及ぼす権限を行使するため、民主的統制の見地から議会も設置されることになるが、各府県議会との間で、権限の調整などの課題があるものと認識している。
- 2 「業務面」に関して言えば、議員お述べのとおり、本県の政策課題の解決に向けて、様々な分野で広域的な連携をすることは重要で有意義であり、今後とも、推進すべきものと考えている。広域連合の「骨格案」で示された「業務」の中にも、協調して実施したいものが沢山ある。
- 3 「骨格案」においては、県民にとってのメリットや経費節減効果についても明確ではない。「関西広域連合」の設立、参加については、慎重に判断すべきものと考えている。